

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2015 年 4 月 3 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.18

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.9

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

NEWS内容 (CONTENTS)

4月23日第10回弁論参加要請……………1	弁護団紹介，経過報告と今後の予定……………6
5月31日定期総会参加要請，会費の納入について……2	全国基地連，オスプレイ反対東日本連絡会の
無責任極まる国側の弁解……………3	政府交渉報告……………7
2/5～2/6地裁結審を迎えた岩国原告団の	様々なお知らせ，天欄……………8
現地支援に参加……………4・5	

4月23日第10回弁論に参加を 10時15分高松駅西側公園に集合

立川地裁4階405法廷で午前11時開始

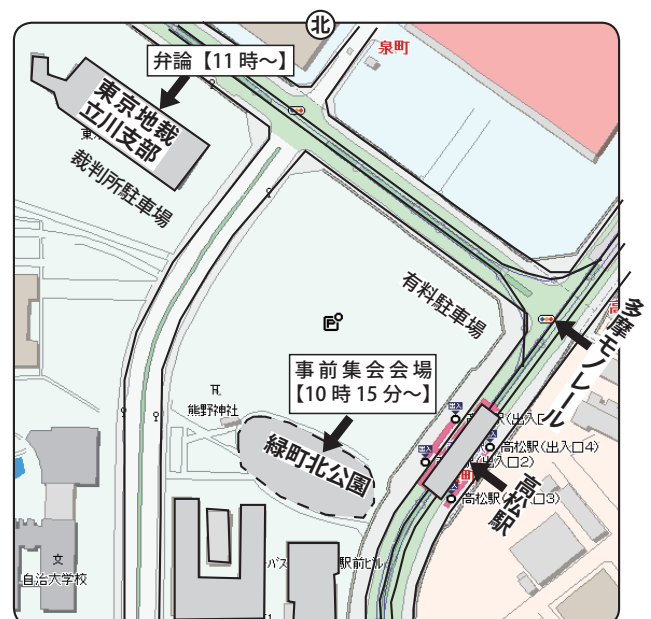
来る4月23日(木)の法廷では，弁護団が防音工事(国が「防音工事の効果が低い」と主張していることに反論)について主張する予定です。

この間，被告国側は，昼間騒音控除論(通勤や通学で昼間は被害地を出ている原告を基準に被害を評価せよとの論理)を主張してきたり，どこも認めていない仮の騒音地域を狭くしたコンター(うるささ指数で線引きした地図)を示してきたりと，損害賠償額を1円でも少なくしようとの意図が明白な主張をしてくれています。

弁護団を応援する意味でも，被告国に横暴な主張をさせない意味でも，傍聴を心がけましょう。

今回は昭島市の原告を重点として車の送迎を行いますので，送迎希望の方は事務局に(8ページに連絡先=福本携帯番号)お申し出ください。

事前集会は10時15分～緑町北公園です。(事務局)



なくす会・原告団合同 の総会を開催します

日時：5月31日（日）午後2時～
場所：昭島市・昭和会館（右地図参照・
JR青梅線昭島駅南口・徒歩約5分）

横田・基地被害をなくす会と第9次横田基地公害訴訟原告団の合同定期総会は、5月31日（日）午後2時00分～昭島市・昭和会館で行います。

年に1回の定期総会です。総会の中で、現在私たちが置かれた情勢（横田基地の使用態様や飛行状況が変わりつつあります。オスプレイも飛来するだけでなく、配備も予測される状況です）や、この1年間に進めてきた活動や裁判状況等を確認し、基地周辺に暮らす私たちが安全で平穏な生活を送るために今後どうしていったらよいのかを考える機会となります。多くの会員の皆さんの参加を呼びかけます。



会費の振り込みについて



会費の2015年度分は、本年4月からの1年間の期間が対象となります。なお、原告団会費については、半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。分割納入の方は、その旨を振り込み用紙に書いてください。

原告団の年会費は1名1万円（高額になりますので、最終段階まで1世帯1万円でも結構です）、横田・基地被害をなくす会の年会費は個人会員は1名2千円、団体会員は1口2千円です。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会会費」とがあります。両団体に加入の方、一方の団体だけに加入の方がおられますので、間違いのないようご注意ください。

なお、原告団となくす会の会員の方には、振込用紙と会費納入状況についてのお知らせの用紙が入っています。記述に間違いのある場合は、原告団事務所か福本（P8参照）にお知らせください。

第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

- ① ゆうちょ銀行 店番018 普通 8014443
- ② ゆうちょ銀行 00180-6-790063（振替用紙を同封しましたので、お使いください。）
- ※ 名義：第9次横田基地公害訴訟原告団
- ※ 年会費は、10,000円（家族原告は、1名以外の会費を裁判終結時に精算することもできます。）

なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

- ① ゆうちょ銀行 店番008 普通 6875225
- ② ゆうちょ銀行 記号10040
番号68752251（振替用紙使用の場合）
- ③ 中央労働金庫立川支店 店番282
普通預金（口座番号）1074068
- ※ 名義：横田・基地被害をなくす会
- ※ 年会費は、個人2000円、団体1口2000円

「無責任極まる国側の弁解」 でたらめな主張を打破していこう

横田・基地被害をなくす会 副代表 島田清作

2012年12月にこの裁判の訴えを起こしてから2年が過ぎました。この間、原告からは被害の実態が切々と訴えられ、弁護士さんからは、原告が基地から受けている被害を一日も早く無くすように求めていることの正当性と、米軍や日本政府の責任を追及する意見陳述が行われてきました。

それに対し被告である国側からは信じられないような準備書面が9回出されてきました。この国側の主張に対しては弁護士さんから厳しい反論がされてきましたが、私も感じたことを少し書きたいと思います。

1. 横田基地には高い公共性があるから被害の賠償請求は遠慮すべきなのか

国は、「横田飛行場は安保条約に基づく日米安全保障体制の下で日本本土における最も重要な位置を占めている。そこに離着陸する米軍機の諸活動は我が国の基本的な存立と安全を確保するものであるのみならず、極東における国際の平和と安全に貢献している。この目的のために必要不可欠の施設であり、高度の公共性をもっているから、騒音が受忍限度を超えるものであっても、違法か否かを判断するに当たっては、このことを十分斟酌すべきである。」と主張しています。

はたしてそうでしょうか。横田基地は朝鮮戦争から始まって、ベトナム、イラクなどアメリカがアジアの国々に戦争に出かけていくための出撃基地として使われてきたのであって、これがあるから日本の平和が守られてきたなどと言うのは真っ赤なウソで、公共性など全くありません。

もし、日本にとってそんなに重要な施設なら、何故付近住民だけが騒音の被害に悩まされなければならないのでしょうか。

2. 騒音を知っていながら基地付近に転入してきたのだから、騒音被害を受けるのは自己責任なのか

国は、「原告らの多くは、横田基地建設後にその周辺に転入してきた。遅くとも昭和40年(1965年)には、横田基地周辺が恒常的に航空機の騒音の暴露を受ける地域であることが広く知れ渡っており、それ以降に居住を開始した原告らは騒音地域であることを認識していたか、少なくとも過失により認識を欠いていたのであって、自らの意思決定により選択した結果は自らが負担するのが原則であり、この損害を他に転嫁するのは間違いである。」と主張しています。

こんな暴論が許せるでしょうか。

私たちは三多摩地区の豊かな自然を求めて居住地を選びました。職場との関係、家族の都合などがあってこの地域に住み続けているのです。狭い日本の国土にたくさんの空軍基地を作り、多くの人々を騒音で困らせている基地の存在そのものが公害の元凶ではないでしょうか。

しかも、1965年には騒音地域であると判っていたと言うなら、それから50年たった今まで対策を取らず住民を騒音被害にさらしてきた政府にこそ責任があるのではないのでしょうか。このことは今までの裁判の判決で何回も指弾されてきたことではなかったでしょうか。

3. まだまだある国のデタラメな主張

今回は2つの点にのみ書きましたが、その他にも、(1)横田基地周辺住民が航空機騒音により受けている影響は受忍限度を超えるものではない、という主張や、(2)地上騒音が発生するところは飛行場の中央部分に位置しており、その周辺には多数の飛行場施設の建物が存在しているから周辺住民に侵害行為と言えるほどの影響は与えていない。仮に与えたとしても、飛行場に近接したごく一部の原告に対し僅かに認められる程度である、という主張などは絶対に認められないものです。

これらの点については、これからの裁判の中で弁護士さんや証人の方々に大いに反論していただきたいと思います。



住宅密集地が広がる横田基地周辺 c rimpeace2013/8/7

2 / 5 ～ 2 / 6 地裁結審を迎えた岩国基地原告団の現地支援に参加

嘉手納・普天間・小松・厚木・新横田の原告団と共に連帯行動が取り組まれる

横田・基地被害をなくす会
事務局長 塚本秀男

去る2月5～6日、岩国基地爆音訴訟が提訴から六年を経て結審を迎えたことから私たち原告団からも2名(福本道夫団長ほか)が現地に駆けつけた。また、私たちの弁護団からも佐竹俊之弁護士が応援弁論に立たれました。

羽田空港から100分余、山口県最西部に位置する米軍海兵隊岩国基地内の民間空港ロビーに到着。この民間空港は「岩国錦帯橋空港」と命名されており、あたかも独立した民間空港かと錯覚してしまいそうだ。因みに、この空港は羽田との間を往復する1日2便のみが運航され(!)、在日米軍との「軍民共用空港」は青森県空軍三沢基地との二港のみとのこと。

ご用意頂いたレンタル小型バスに乗車して、いざ、山口地裁岩国支部へ直行だ。

「私たちの安住の地が戦場のように扱われている」(原告古賀さんの陳述) 傍聴席が埋まる中で、原告と弁護団が3時間の大陳述を展開

地裁の一角には100人程の原告や支援団体が集まっており、NHKや新聞社などのマスコミ数社がカメラを回しながら取材に奔走していた。

午後2時から、654名の原告団を代表して津田原告団長ほか二名が陳述。女性の原告は「オスプレイの重低音によって心身が気持ち悪くさせられていること」や「計画されている厚木基地からの艦載機移駐によって再び着艦訓練やNLP(夜間着陸訓練)基地とされては耐えられない」と切々と訴えられていたことが印象に残った。その後、全国で基地裁判を担当する各々の

弁護団から六人の弁護士が応援弁論に立った。小松基地訴訟弁護士からは、「小松基地周辺では、戦闘機騒音の曝露にさらされた妊婦からは体重2500g未満の低体重で出生する子どもが多くなっている」との医学的な実証に基づく陳述があり注目された。最後に、岩国基地訴訟弁護団から「裁判官が爆音の被害と前向きに向かい合ってくれていることを感謝しつつも、最高裁判例にとらわれず差止め判決の決断を」と迫る力強い弁論で締めくくられた。

終了後、近隣の岩国福祉会館にて、全国の基地訴訟原告団ノボリ旗が垂らされる中で「報告集会」が開催され、連帯挨拶が交歓された。

当日のTVニュースでも報道され、翌日の朝刊においても朝日新聞が写真付き六段記事で報道するなど、岩国基地原告団の皆さんの継続した活動の成果だと推察した次第だ。

尚、岩国基地裁判では「オスプレイ配備飛来中止」「厚木基地からの艦載機の岩国移駐計画白紙撤回」なども追加請求している。

横田基地より広く拡張されつつある岩国基地の強化に抗して

結審翌日に岩国基地周辺フィールドワークを行った。大月純子さん(岩国事務局長)、田村順玄さん(反基地一筋五期二十年の岩国市議)などから案内して頂いた施設やお話の一部を紹介します。

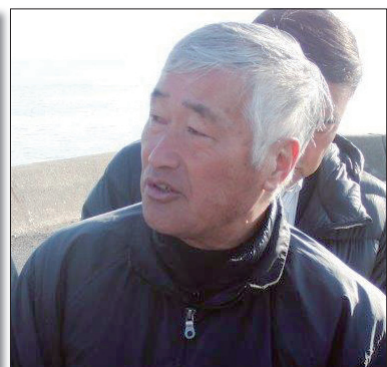
「被害の軽減」「補助金交付」を口実に日米政府による「謀略」に翻弄させられてきた岩国市民の苦悩が岩国基地問題には横たわってきたことだ。第一に、基地の



2/5 岩国と言えば、錦帯橋。初日の集合場所から撮影。



2/5 報告集会で挨拶する岩国原告団・津田団長。



2/6 岩国基地視察で説明する岩国爆音訴訟の会共同代表の田村さん。

大幅な拡張だ。「騒音の軽減」理由の「滑走路の沖合 1000M への移設」は 2011 年までに完了したものの、沖合の埋め立て分だけ拡張され、基地面積の 1.4 倍化 (790 万 ha) が強行されたこと (横田基地は 713 万 ha)。第二に、新設された軍港の岸壁は長さ 360M となり、海兵隊の強襲揚陸艦も接岸できる基地に強化されたこと。第三に、基地近隣の愛宕山開発地域を「米軍住宅地」として 2007 年に売却させたこと。当初は「一般住宅地」として開発されてきた地域だが、「在日米軍

再編」が合意されるや否やの売却断行。反対運動が広がるや今度は「高校野球の公式戦ができる球場 (但し、「米軍への提供施設)」などの建設で懐柔作戦を仕掛けてきているとのことだ。

岩国基地原告団の闘いに心からエールを送りたいと改めて思ったフィールドワークでした。

その後、原告団事務所にて全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の事務局長会議を開き、岩国市基地政策課訪問して解散。



2/5 報告集会で壇上に立つ岩国弁護団の弁護士さん。



2/5 報告集会会場はいっぱい。左は、初見参となった全国基地連の幟。



2/5 報告集会後の交流会で参加者全員で記念撮影。



2/6 岩国基地視察で撮影した基地フェンス。横田と比べると、厳重警戒の感が窺えた。



2/6 自衛隊所属飛行艇の旋回訓練が繰り返し行われていた。



← 2/6 岩国市の高台より岩国基地、瀬戸内海を臨む。手前の川と海の間にはさまれた部分が岩国基地。

2/6 愛宕山地区に約束破りの米軍住宅が建てられることに反対する幟旗「米軍住宅はいりません」が随所に見られた。↓



← 2/6 岩国基地正面ゲート前。バスから降りて写真を撮っていたら、自衛隊員がかけつけ、「撮影禁止」を厳しい口調でまくし立てた。





馬場庸介弁護士

弁護団紹介



吉田衣里弁護士

- ①弁護士登録：平成20年
②趣味：読書（主にミステリー）、
スポーツ観戦（主に野球・バスケットボール）

- ①弁護士登録：平成21年
②趣味：クラシックバレエ（踊っています）、ダンス鑑賞、旅行、
食べ歩き等

③基地訴訟について：

- ・現在、全国（普天間、嘉手納、厚木、岩国、小松、横田）で基地訴訟が係属しており、弁護団では2か月に1回程度、全国の弁護団が集まり、状況報告や問題点の検討などを行っています。
- ・横田基地に目を向けても、近年、横田基地所属でない米軍が横田基地に来て訓練を行ったり、オスプレイが頻繁に飛来するなどしており、全国を自由に飛び回る米軍に対し全国で団結して取り組む必要性を改めて認識させられます。
- ・昨年夏には、横田基地の「騒音飛行急増」「基地機能強化」という報道もあったところで、横田基地における本件訴訟の重要性も増しています。
本件訴訟の進行としては、いよいよ具体的な騒音被害（生活妨害・健康被害等）、防音工事に争点に移り、重要な局面を迎えていきますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

③横田基地訴訟について：

事務所の先輩弁護士たちは公害訴訟に多く携わっている弁護士もいますが、私個人としては公害訴訟への関与は初めての経験となります。しかも相手が私企業ではなく国ということで、法廷での陣容や書面・証拠の量を見てその大きさを実感することもしばしばです。

しかしながら、原告団の主張する騒音被害の深刻さは証拠上明らかであり、それに対する国の反論は、机上の空論に過ぎません。

また、近年のオスプレイ受入や落下事故の発生等に伴い、人口密集地にある横田基地の危険性をより感じる情勢となっています。

直接的な騒音被害だけでなく、住民の方のこのような恐怖感・不安感等の被害も合わせて被害の実態を伝え、国の航空行政の誤りを認めさせる訴訟にしていきたいと思います。

経過報告と今後の予定（2015年1月20日～）

- * 1/20：基地案内と学習会（あきる野市民団体）
- * 1/25：辺野古に基地はつくらせない！国会包囲ヒューマンチェーン
- * 1/29：第9回弁論と進行協議
- * 2/4：横田基地案内（学生原告団協力者）
- * 2/5：岩国訴訟・最終弁論支援行動
- * 2/6：全国基地連事務局長会議 in 岩国（午前・基地案内）
- * 2/9：平和Fへ3.3 全国基地連政府交渉仲介を要請
- * 2/12：なくす会+原告団定例役員会議
- * 2/16：公害弁連総会議案書・全国基地連活動報告送付
- * 2/16：6団体オスプレイ対策会議
- * 2/21：事務局連絡便+爆音カレンダー作成・発行
- * 2/22：6団体主催のオスプレイ反対集会
- * 2/23：弁護団+原告団会議
- * 2/23～28：北富士と東富士でオスプレイが訓練を行うとの通告→運用上の都合で中止
- * 2/24：オスプレイ反対6団体で横田防衛事務所へ要請
- * 2/26：3.3 全国基地連政府交渉仲介議員訪問・打合せ
- * 3/3：全国基地連政府交渉と記者会見
- * 3/5：なくす会+原告団定例役員会議
- * 3/6～10：北富士と東富士でオスプレイが訓練を行う

との通告→運用上の都合で中止

- * 3/11：オスプレイ反対東日本連絡会政府交渉
- * 3/25：13時～弁護団+原告団会議
- * 3/25：NHK首都圏ネットワークで、横田基地が訓練の年間予定を出していないことを報道
- * 3/30-4/2：約200名の人員降下訓練通告
- * 3/26：原告団となくす会会員の確認作業
- * 3/28：伊達判決56周年記念集会（賛同）
- * 4/1：なくす会+原告団NEWSゆうメール送付許可
- * 4/2：なくす会+原告団定例役員会議
- * 4/3：なくす会+原告団NEWS発行・発送
*****【以下は予定】*****
- * 4/4：横田基地で関東航空機空中衝突防止対策会議
- * 4/6：6団体オスプレイ対策会議、NHK取材
- * 4/7：横田基地案内（出版OB会）
- * 4/23：第10回弁論と進行協議
- * 5/6：議案書検討役員会議
- * 5/31：なくす会+原告団定期総会
- * 6月：全国公害被害者総行動の中で政府交渉
- * 6/25：第11回弁論と進行協議

全国基地連、オスプレイ反対東日本連絡会の政府交渉報告

3.3 全国基地連・政府交渉：政府側は私たちの要求に正対した回答をしなかった／3.11 オスプレイ東日本連絡会・政府交渉：防衛省は強引な解釈を述べて立ち去った

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本道夫

◇ 3.3 全国基地連・政府交渉

私たち原告団が所属する全国基地爆音訴訟原告団連絡会議では、3月3日に以下の要求をもって、政府（外務省、防衛省、環境省）交渉を行った。

1. 政府への要求項目（外務省、防衛省）

1. 基地の運用について、全国一律の基準を設けること。
2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項や政府が関わった協定・確認事項(以下、「事項」と表記)を守り、守らせること。また、各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い、但し書きを乱用しないこと。なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。
3. 軍用機の市街地上空における飛行を行わないこと。
4. 欠陥機オスプレイの配備・運用を中止すること。
5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設を即時中止すること。
6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる基地周辺住民への被害軽減策を講じること。
7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。
 - ①嘉手納基地への外来機乗り入れを中止させること。
 - ②実弾の射撃訓練を止めさせること。
 - ③米軍戦闘機 F35 を日本に配備させないこと。
 - ④岩国基地への厚木基地からの空母艦載機部隊移駐案を白紙撤回すること。
 - ⑤岩国市・愛宕山の米軍関連施設の建設中止及び計画を白紙撤回すること。
 - ⑥小松基地周辺において、市街地上空を飛行しない「中島方式」を厳守すること。
 - ⑦厚木基地訴訟判決（2014年5月横浜地裁）における「自衛隊機の差止」について、米軍機に対しても同様の措置を取ること。
 - ⑧横田基地内を目標として行われている人員降下訓練、物資投下訓練を中止すること。

1. 政府への要求項目（環境省）

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。

3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究を行うこと。なお、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。

4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。

5. 岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を回復させるための措置を、より具体的に講じること。

→（外務省回答より）日本の安全、極東の平和を維持するために米軍の駐留を許している。…飛行訓練は、パイロットの能力を維持するために重要なものと考えているが、米軍が飛行訓練を行うことは全く自由ではない。我が国の公共安全を維持した上で、飛行訓練は、安全面に留意し、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、ひきつづき、申し入れを行っていく。（防衛省回答より）CV-22の横田基地配備についてカーライル太平洋空軍司令官の発言があったのは確認したが、米軍がそれを決定した事実はない。

◇ 3.11 東日本連絡会・政府交渉

オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会では、3月11日に以下の要求をもって、政府（外務省、防衛省）交渉を行った。

I 米海兵隊 MV-22 オスプレイの普天間基地配備を撤回すること。【外務省宛】

II 米空軍 CV-22 オスプレイの新たな日本国内の配備については、これを止めさせること。【外務省宛】

III 日本が購入し、自衛隊に配備しようとしているオスプレイの購入と配備計画を止めること。【防衛省宛】

また、上記、II、IIIに関連する要求として、横田基地に関連して、「東京都横田基地の機能の強化と、空軍 CV-22 オスプレイの配備計画を止めさせること。また、米軍オスプレイの飛来、中継基化を止めさせること。」【外務省宛】の要求を（横田基地以外の要求は省略）提出した。

→（外務省回答より）CV-22 は、今まで、嘉手納、または横田に配備されるのではないかと報道されていますけれども、私どもがアメリカと協議する中で、CV-22 を日本に配備するという決定は行われていない・行われることはないと聞いている。

（防衛省回答より）（オスプレイの飛行高度規制＝500フィートと横田基地の飛行高度規制＝海拔1500フィートのどちらを優先するのかという質問に対して）横田基地の日米合意に関連して、平成11年の米軍機の低空飛行訓練に関する合意に基づいて訓練を行っている部分があるので、どちらを優先するのかという議論にはならない。…発言直後、担当者は、用事があると途中退席した。

住所変更の場合は、 必ずご連絡ください

なくす会会員と原告団の皆様へ…住所変更がある場合は、必ずお知らせください。特に、原告の方で家族に移動がある場合は、今後の立証に重大な影響がありますのでご注意ください。なお、連絡は、事務所 FAX、事務所留守電、事務局電話（090-4951-0800 福本携帯）をお願いします。

緊急連絡先

事務所は、当分の間、2日に1回はFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日確認をしています。ご用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールをお願いします。お急ぎの方は事務局・福本携帯（上記参照）までご連絡ください。

アドレス通知のお願い

なくす会会員・原告の方でメールアドレス（携帯・パソコンどちらでも可）をお持ちの方へお願いです。以前お知らせいただいた方は2度手間です。当方で全員分を打ち込むのは手間なため、以下アドレスに「なくす会〇〇です」「原告〇〇です」の断り書きを入れたメールをください。様々な緊急事態に対応するためのお知らせをメールにてお送りします。

横田・基地被害をなくす会：yokota_nakusukai@yahoo.co.jp

第9次横田基地公害訴訟原告団：yokota9th@yahoo.co.jp

▶ 3月13日の東京新聞「こちら特報部」の記事を読んでとても愉快になった。▶ 1988年3月、福島県双葉町の小学校6年生だった大沼勇治さんは、福島原発8号機計画を推進する町が募集した「標語」に当選した。町長から直接表彰状を受け取り光栄に感激したという。大沼さんの作った「原子力明るい未来のエネルギー」という標語は、目抜き通りの桜並木を跨いだ大看板となって掲げられ、桜の季節にはライトアップ、クリスマスにはイルミネーションが灯ったという。▶ 現在39歳の大沼さんは、東日本大震災の中で起こった福島原発事故後、標語を作った張本人としての責任を感じて「脱原発」を発言し続けている。新聞記事の中に、人けのない大通りの看板の下、白い防護服に身を固めた大沼さん夫妻が手を繋いで立っている写真があった。更に、大きなボードを掲げて「部分修正」を試みる大沼さんの数枚の写真も。曰く「脱原発明るい未来のエネルギー」、「原子力制御できないエネルギー」、「原子力明るい未来…じゃなかった」（下線部分が部分修正されたもの）。▶ 町当局は最近、「老朽化」を理由に撤去予算410万円を決定した。双葉町の大半の地域は帰還困難地域である。人も生活の気配もない町には、今年も桜が咲き、負の歴史を証明する大沼さんの標語看板が立っている。大沼さんはこの看板を歴史の証人として残すべきだと主張している。「過ちが忘れられてしまう。…原発とともに歩んだ双葉の歴史を象徴する原発震災遺構として、標語を残してほしい」「原子力の平和利用は可能だというキャンペーンを信じ込み、まんまとだまされた。看板はそう

天欄

した事実を表す、人類全体の負の遺産。原爆ドームと同じく、後世まで継承していくべきだ」と。大沼さんは茨城県に自宅を再建し、「自分にふさわしい仕事」として太陽光発電事業を開始したという。▶ 素晴らしい行動力だ。そして実にウイットに富んだ視覚に訴える写真だと感心してしまった。提案が新聞に掲載されて、町当局は看板を残すかどうか再検討をはじめたと数日後の報道。残るといいな、と思う。▶ 大沼さんの発想と行動力に学んで、何ができるかな？ 私たちは工夫が足りないと思う。かつて戦後生まれの「戦争を知らない子どもたち」がベトナム戦争反対の中心を担ったことがある。駅や街頭、公園などで彼らは音楽を利用して人々の関心を集めた。駅や街頭に私も一員の「老人楽団」を登場させたらどうだろう？ 秘密保護法や改憲や沖縄をテーマにしたビラを配りながら、そして受け取りの悪さに辟易しながら、その「工夫」を思案している今日この頃である。（K）▶ 3月25日のNHK東京首都圏ネットワークから。…アメリカ軍横田基地では、これまで年間の主な訓練計画について年の始めに周辺の自治体に伝えてきたが、今年はまだ伝えられていない…基地周辺の自治体では、住民に情報提供する必要があるため、早めに訓練の計画を伝えて欲しいとしている。…横田基地は、今年1月、横田防衛事務所を通じて「計画には変更があるため、不確かな情報にならないよう情報提供の方法について検討する」と連絡があったという。▶ オスプレイの飛来について、米軍司令官の神奈川県知事に対する「今後は通告しない」発言と同じ意図か？（F）